

## 14-2 学校いじめ防止基本方針

### 1 学校のいじめの問題に対する考え方等について

#### □学校としてのいじめ問題に対する考え方

##### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法より」）

##### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、けんかやふざけ合いでも、被害者の「心身の苦痛」に着目し、いじめに該当するか否かを組織的に判断する。また、家庭・地域、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

### 2 組織（校内いじめ問題対策委員会等）の設置について

#### □構成員（当該学校の複数の教職員、外部の専門家等）

生徒指導推進委員会〔校長、教頭、主幹、生徒指導担当、養護教諭〕  
を中心に当該の学級担任を含めて「校内いじめ問題対策委員会」を組織する。

必要に応じて校外構成員のSC、SSW、SS、豊前市教育委員会指導主事の出席を求める。

#### □役割（年間計画の作成、相談・通報の窓口、情報の収集・記録、いじめの判断、対応方針の決定、PDCAサイクルの検証等を行うこと）

○ 主として、会の司会進行は、教務担当が務め、提案を生徒指導担当と教頭が担う。

#### □定期的開催（月一回以上）

○ 毎月第4金曜日の16:00より生徒指導推進委員会（Bプロジェクト）を校長室にて定期的に開催する。

### 3 関係機関等との連携について

#### □豊前市いじめ問題対策連絡協議会

学校においていじめを把握した場合には、速やかに教育委員会を経て豊前市いじめ問題対策連絡協議会報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会に主導してもらい、豊前市いじめ問題対策連絡協議会の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

#### □警察への相談・通報等

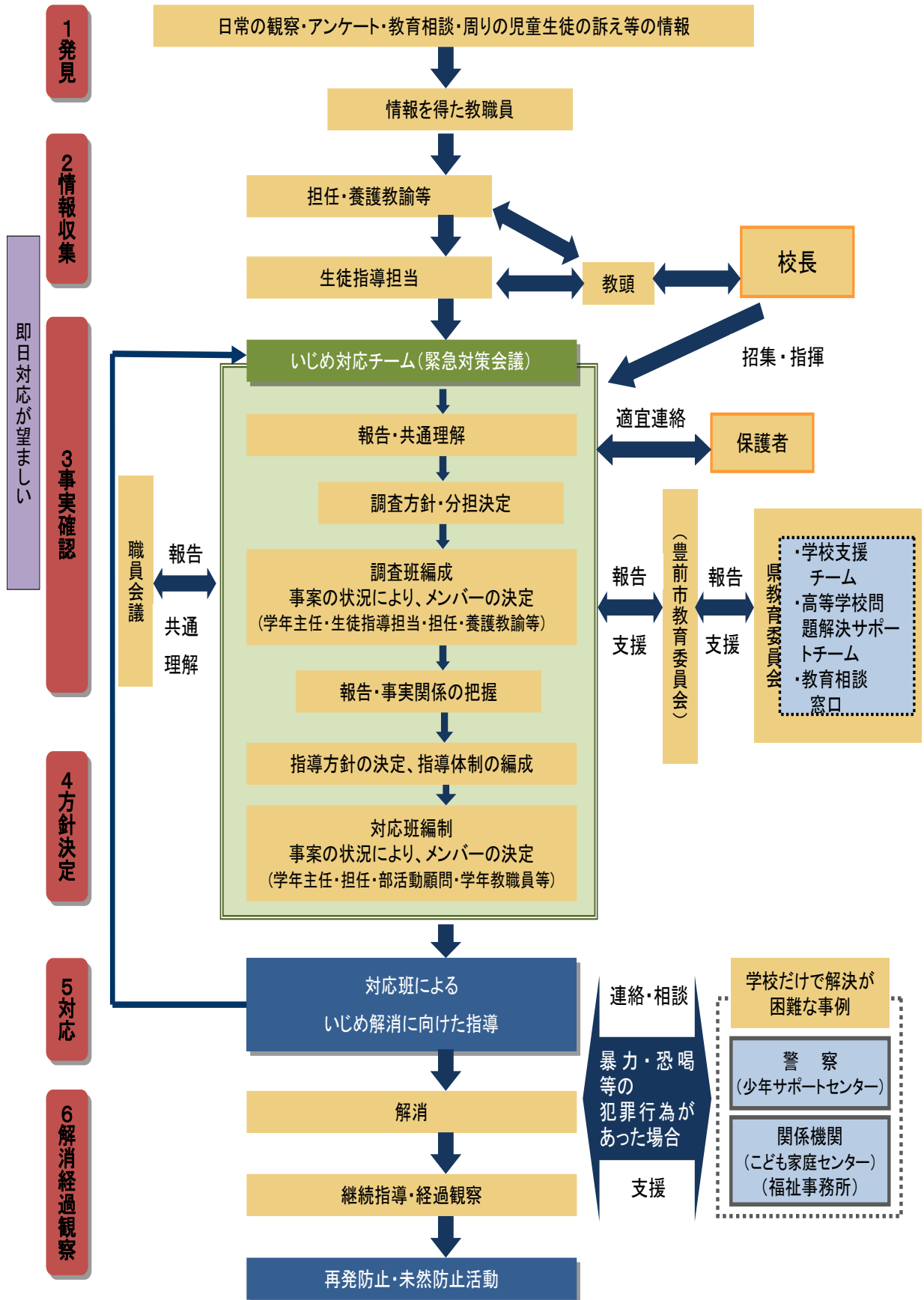
学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、豊前警察署や青少年センター、補導委員会等に相談し、連携して対応する。

#### □豊前市教育相談ネットワーク会議、京築地区教育相談ネットワーク会議

豊前市教育相談ネットワーク会議や京築地区教育相談ネットワーク会議と情報共有したり児童助言等の必要な支援を受ける。

#### 4 報告体制について

##### ■報告の手順（フローチャート等）



※教員による抱え込みを防ぐ

## 5 教員研修について

### □学校基本方針の共通理解を図る研修会

- 4月上旬において全職員でいじめ防止基本方針について検討する。特に、いじめ対策に関わる共通理解を図る。

### □県教育センター調査研究への協力

#### □「いじめの早期発見・早期対応」を活用した研修会（年度当初）

- 「いじめは決して許されない」という姿勢を教職員が持ち、児童一人一人の変化に気付く、鋭敏な感覚を持つように努める。
- 「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む未然防止の活動実践と望ましい集団づくり
- 児童が主体的な活動を通して、自分自身を価値ある存在と認め、大切に思う「自尊感情」を感じ取れる「心の居場所づくり」を作る取組

#### □心の専門家を招聘した研修会（夏季休業期間等）

- 「不登校・いじめ等対応実践研修会」や「いじめストップフォーラム」などで積極的に研修する。

## 6 いじめの防止・いじめの早期発見対応、いじめへの対処について（いつ、どこで、誰が、何を するかが明確になるように記入）

### ① いじめの防止への取組

#### □道徳の時間の指導について（生命尊重の授業）

- 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- 児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「気高さ」や「心遣い」「優しさ」等に触れることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを抑止する。
- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。

#### □道徳の時間の指導について（生命尊重の授業）

- 4. 16「いのちの週間」において、各学年でいじめ等防止学習（人権学習）を実施する。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

#### □生徒指導の視点を取り入れた授業、体験活動を取り入れた授業（教科の年間指導計画と連動）

- 総合的な学習の時間での福祉体験や集会活動でのボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を体系的に展開し、教育活動に入れる。
- 福祉施設や年長者会等との交流を計画的に実施し、人と人のつながりを大切にする。

#### □学級活動等における社会性の構築に向けた取組（エンカウンター、SST、ピアサポート等）

- 児童が、他人の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動の中に入れる。（グループエンカウンター、ソーシャルスキルトレーニング・アサーショントレーニング）
- 代表委員会を中心に学期に一度「いじめ防止の活動」を行う。

#### □校長による講話

- 7月の同和問題啓発強調月間の取組や12月の人権週間の取組として全校朝会において、児童に命の大切さやいじめのない学校等いじめに関する講話を行い、「いじめは、人間として絶対に許されない」との人間の基本といじめに気付いた時は、「止めたり、他の者に知らせたり」する人として在り方を児童にわからせる。

#### □独自の取組（教科で育むべき固有の力と共感力、コミュニケーション力、調整力等を関連づけた授業等）

□情報モラル教育の取組

- 全校児童のインターネットや携帯に関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

□保護者と学ぶ規範意識育成事業の取組

9月17日（木）の学校参観日に、授業参観後に5・6年生及びその保護者とともに「規範意識推進事業親子学習会」を開催し、外部講師を招聘し実施する。

② いじめの早期発見への取組

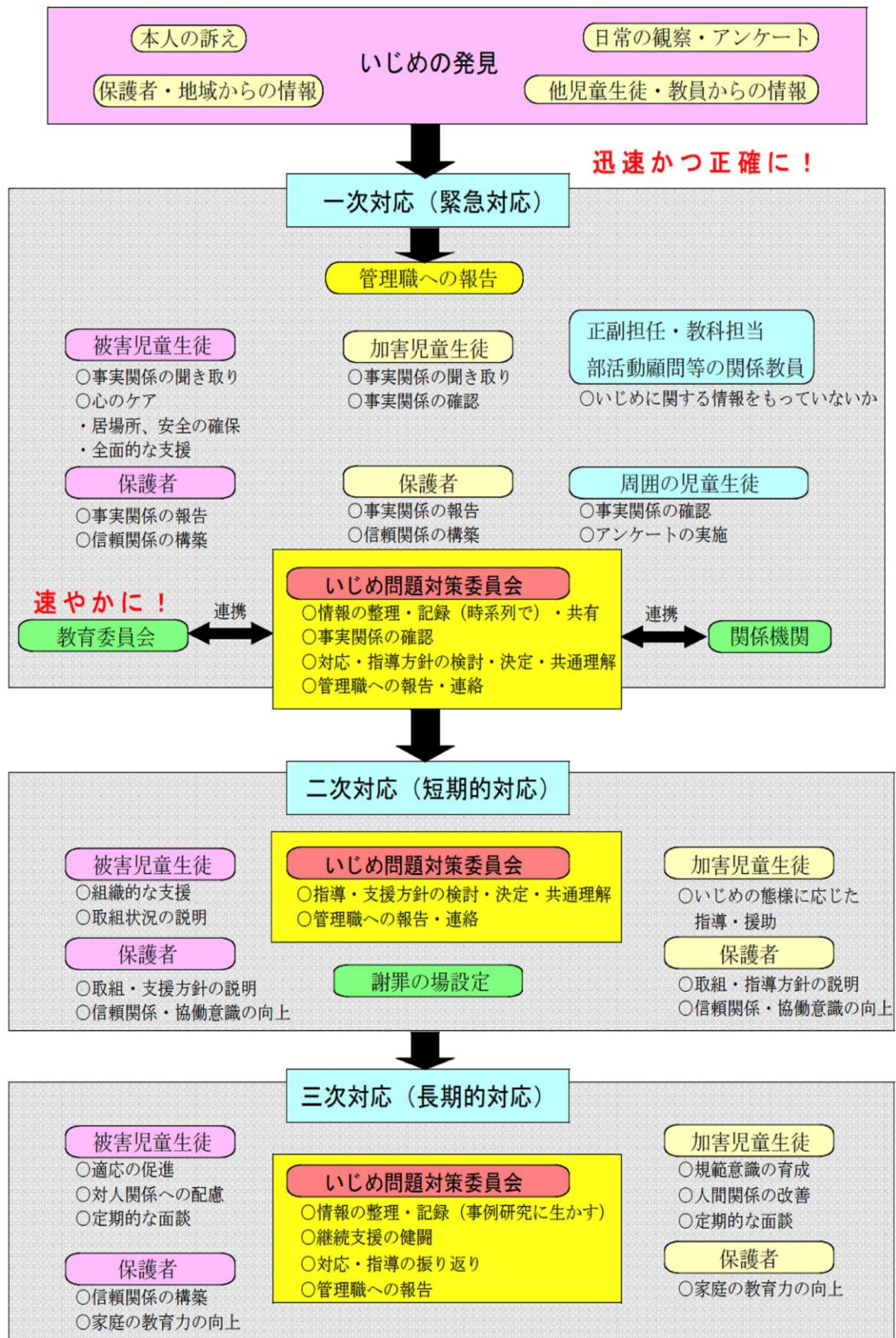
- 「早期発見チェックポイント」「ダイジェスト版」を活用した早期発見の取組
- 「いじめに特化したアンケート簡易版」の月1回の実施（月始め）
- 「いじめに特化した『心のアンケート』」の学期1回、年3回程度の実施
- 「学校生活アンケート」の年2回の実施
- 教育相談週間の設定（アンケートに基づく個人面談等、学期1回、年3回程度の実施）
- 相談ポストの設置及び活用（学級での指導や全校朝会時に紹介と活用奨励、毎日の点検）
- 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」を活用し、家庭と連携した早期発見の取組
- S C等外部専門家を活用した事例研究等の研修会の取組（年1回程度）

③ いじめの対処への取組

- 「いじめに係わる行為が止んでいること(少なくとも3ヶ月)」と「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」を児童・保護者への面談で確認する。
- 児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携・周囲に対し必要な指導を組織的に実施する。

月	研 修 会 の 取 組
4月	児童交流(児童理解)
5月	
6月	児童交流
7月	
8月	
9月	外部専門家を招聘しての事例研究研修会／児童交流(休業明けの児童交流)
10月	
11月	
12月	児童交流(取り組みの成果と課題、3学期に向けて)
1月	児童交流(休業明けの児童交流)
2月	
3月	児童交流(取り組みの成果と課題、新年度に向けて)

□緊急対応、短期対応、長期対応による支援と指導等（フローチャート等）



**□ 市支援チームや県と連携したいじめ問題学校支援チームの活用**

学校においていじめを把握した場合には、速やかに教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導助言等の必要な支援を受ける。

解決が困難な事案については、必要に応じて教育委員会が主導してもらい、警察や福祉関係者等の関係機関や弁護士等の専門家を交えて対策を協議し、早期の解決を目指す。

**□ 警察等との連携（通報）**

学校は豊前警察署との連携を図るため、定期的に行われている学校警察連絡協議会を活用し、相互協力する体制を整えておく。

学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、豊前警察署や青少年センター、補導委員会等に相談し、連携して対応する。

□重大事態への対処（フローチャート等）

【重大事態の発生】

- 学校の設置者に重大事態の発生を報告（※設置者から地方公共団体の長等に報告）
    - ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
    - イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

重大事態発生時の対応

【学校】

いじめの事実

校内いじめ問題対策委員会による対応（第22条）

豊前市教育委員会への報告（第23条第2項）

【市教育委員会】

いじめの重大事態

調査主体の判断・指示

学校主体の調査

豊前市教育委員会主体の調査

学校いじめ調査委員会による調査

豊前市教育委員会の附属機関による調査

（第28条）

（第14条第3項）

（第28条）

結果報告を受け、市教育委員会より市長へ報告

（第30条第1項）

【市長】

再調査の指示

（市長が必要と認めた場合）

市長の附属機関による再調査

（第30条第2項）

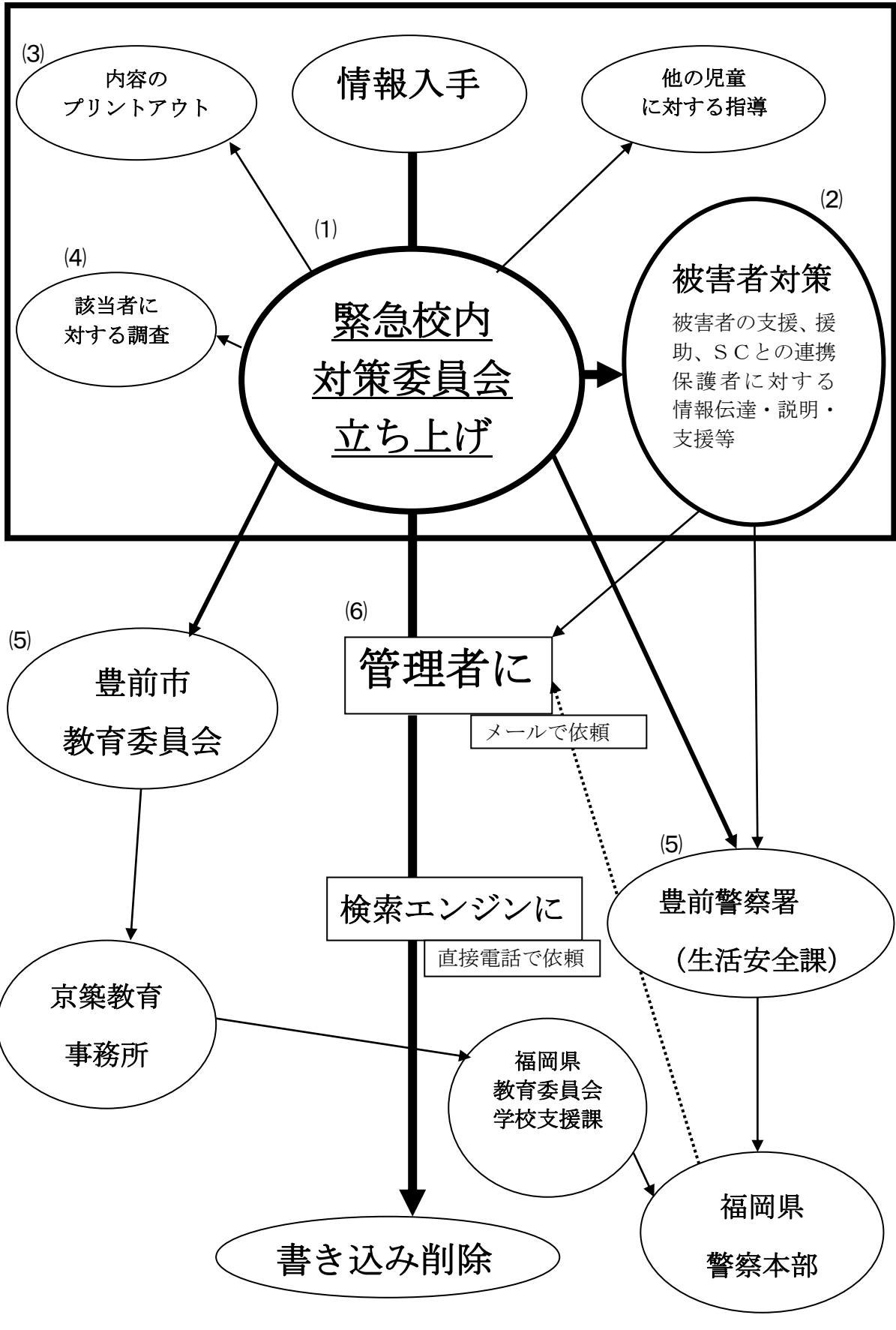
市議会への報告

（第30条第3項）

（ ）内は、「いじめ防止対策推進法」の条項を示す。

インターネット上のいじめの対応（フローチャート等）

インターネット掲示板等の「誹謗・中傷」「脅迫・恐喝」書き込みへの対応フローチャート





## 7 教育相談体制について

### スクールカウンセラー等の校務分掌への位置づけ

- ・生徒指導推進委員会のオブザーバーとして生徒指導研修に招聘したり意見を求めたりする。

### 子どもホットライン24など相談窓口の明確化と周知の取組

- ・チラシ配布や常時掲示によって児童及び保護者への理解促進を図る。

## 8 保護者・地域等への働きかけについて

### PTA成人講座や学級懇談会等でのいじめ問題研修会の取組

- ・毎年夏季休業中開催の「不登校・いじめ等対応実践研修会」や「いじめストップフォーラム」への保護者の参加働きかけ
- ・学級懇談会においていじめ問題を話題の中に適宜位置づける。

### PTAや地域の関係団体等との連携を図りながら、法の趣旨及び法に基づく対応に関する広報啓発を行う。

### 1年間いじめが0の場合は、児童・保護者に公表し認知漏れがないかを確認する。

### 学校の「いじめ防止基本方針」を年度当初、児童・保護者に周知する。

### その他独自の取組

- ・学校だより「梅檀」や学年だよりによる保護者啓発
- ・横武小学校区青少年育成会議との連携

## 9 取組状況の評価について

### いじめ防止等の取り組み状況を学校評価項目へ位置づける。

□ 方針内の取組についての評価項目の設定

	点 検 項 目	基 準
報告 体制	1 いじめの問題に関する確実な報告・連絡体制の整備	「校内報告・連絡マニュアル」等を作成し、連絡・報告体制を職員間で共通理解した。
		いじめの問題に関する報告・連絡を学級担任等から管理職まで円滑に行った。
		いじめの問題について、管理職から教育委員会への報告を確実に行った。
早期 発見 ・ 早期 対応	2 いじめの早期発見に向けた定期的な取組の実施	「いじめに特化した無記名アンケート調査」を学期に1回実施した。
		「いじめに特化した無記名アンケート調査」や「簡易版」、「学校生活アンケート」等のいずれかを月に1回実施した。
		「教師用チェックリスト」・「家庭用チェックリスト」等を活用した取組を学期に1回実施した。
	3 気になる児童生徒の継続的状況把握と情報の共有化	気になる児童生徒について、学年及び学校内で定期的に情報を交換した。
		気になる児童生徒について、共有した情報をもとに継続的な指導に役立てた。
	4 いじめの問題に関する取組の保護者への啓発	「家庭向けリーフレット（家庭用チェックリスト）」を保護者に配布し、学校の取組を啓発する等して、家庭・地域等と連携したいじめの早期発見・早期対応の取組を行った。
	5 教育相談担当者を中心とした教育相談体制の充実	学校における教育相談担当者を校務分掌に位置づけ、学校の教育相談の計画的実施を図った。
専門家（スクールカウンセラー等）を活用するなどして、教育相談体制の充実を図った。		
6 全児童生徒を対象とした教育相談の定期的実施	学期に1回程度、適切な時期に教育相談週間等を設定した。 全児童生徒を対象に教育相談を実施し、いじめの早期発見・早期対応や児童生徒の悩みや不安の解消に役立てた。	
7 相談ポストの活用	相談ポストの設置場所等について、児童生徒へ周知した。	
	校内に設置した相談ポストを、担当者が定期的に確認した。	
	相談内容に応じて、関係者と連携しながらいじめ等の問題行動の早期発見・早期対応に役立てた。	
校内 体制 の 整備	8 「校内いじめ問題対策委員会」等の定期的な開催	「校内いじめ問題対策委員会」等にコーディネーターを位置づけた。
		「校内いじめ問題対策委員会」等を月1回定期的に開催し、気になる児童生徒への対応やいじめが発見されたときの具体的対応を協議した。
9 いじめの問題に関する取組の評価と改善	いじめの問題に関する取組の評価を学校評価に位置づけ、定期的に取組の点検を行い、不十分な点については改善を行った。	
教員 研修	10 いじめの問題についての適切な認識と共通理解に関する研修会の実施	年度当初に「手引」等を活用した職員会議・校内研修会等を実施し、いじめの問題の報告・連絡体制や早期発見・早期対応の取組に関する共通理解と教職員の危機意識の高揚を図った。
	11 教職員の児童生徒理解の深化及び実践的指導力の向上に関する研修会の実施	夏季休業中等の校内研修会において、スクールカウンセラー等の専門家を招聘したり事例研究を行ったりして、教職員の児童生徒理解の深化や実践的指導力の向上を図った。
学校・ 家庭・ 地域 連携	12 いじめの問題に関する保護者対象の研修会等の実施	P T A総会やP T A成人講座、学年・学級懇談会等において、いじめの問題に関する保護者対象の研修会や学校の取組の説明を行い、いじめの問題への保護者の意識を高めた。
		いじめの問題について、学校と保護者が協働した取組の推進を図った。

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。

項目	チェック	番号	内 容
学校いじめ防止基本方針の策定	<input type="checkbox"/>	(1)	・国や市の基本方針を基に、学校いじめ防止基本方針を策定している。
	<input type="checkbox"/>	(2)	・基本方針を策定する上で、保護者や地域が参画している。
	<input type="checkbox"/>	(3)	・基本方針には、目指す子ども像やいじめの防止、早期発見、対処等の取組を示している。
	<input type="checkbox"/>	(4)	・児童会活動など、児童生徒の主体的かつ積極的な参加ができる内容となっている。
	<input type="checkbox"/>	(5)	・PTAや関係機関と連携したいじめ防止等の内容となっている。
	<input type="checkbox"/>	(6)	・基本方針は、年度始めに保護者へ説明したり、学校ホームページ上で公開したりして、理解を得るように努めている。
いじめ対策委員会の設置	<input type="checkbox"/>	(7)	・生徒指導推進委員会「いじめ対策委員会」を設置している。
	<input type="checkbox"/>	(8)	・構成員として、複数の教職員の他、必要に応じて外部専門家や地域関係者等を活用できるようにしている。
	<input type="checkbox"/>	(9)	・定例会議を開催する等、計画的かつ実効的な運用に努めている。
	<input type="checkbox"/>	(10)	・いじめ等に関する情報の収集や共有、その対応等、役割分担を具体的に決めている。
総括	<input type="checkbox"/>	(11)	・年度末には、基本方針及び対策委員会の取組を評価し、必要に応じて修正している。